

法令名	医療法	根拠条項	16
許認可等	病院の医師の宿直免除の許可		

1 根拠規定

医 療 法

第十六条 医業を行う病院の管理者は、病院に医師を宿直させなければならない。但し、病院に勤務する医師が、その病院に隣接した場所に居住する場合において、病院所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

2 審査基準

医療法に係る許認可等の事務処理基準（平成12年4月1日 保第793号 各保健所長あて 保健福祉部長通知）  
 医療法（昭和23年法律第205号）、同法施行令（昭和23年政令326号）、同法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の規定による許認可等の事務処理に当たっては、厚生省関係通達及び通知（疑義照会通知を含む）を処理基準とする。  
 なお、平成13年1月6日以降においては、「厚生省」を「厚生労働省」と読み替えるものとする。

（参考）

医業を行う病院における医師の宿直は、緊急治療に支障を来さないために行われるものであるから、医療法第16条但書による許可は、病院に勤務する医師の居住する場所が事実上当該病院の敷地と同一であると認められる場合にのみ与えられるべきであって、単に医師が近距離に居住しており連絡が容易であること等の程度をもって足りるものではない。

医療法第16条但書の解釈について（昭和30年2月9日付け医収第62号山口県知事宛 厚生省医務局長回答）